松本インターネットサービス Mobile 利用規約

第1条 (趣旨)

松本インターネットサービス Mobile 利用規約(以下「本規約」という)は、松本インターネットサービス契約約款(以下「約款」という)に基づき、松本インターネットサービス Mobile(以下「本サービス」という)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

2 松本インターネットが第4条(通知)により、又はその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとする。

第2条 (規約の変更)

松本インターネットは、会員の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとする。この場合、料金、その他提供条件は変更後の松本インターネットサービス Mobile 利用規約に依る。

第3条 (用語の定義)

本規約で使用する用語の定義は次の通りとする。

(1) ワイヤレスデータ通信

電気通信事業者の提供による無線データ通信

(2) 無線 LAN 诵信

電気通信事業者の提供による公衆無線 LAN 通信

(3) 端末機器

本サービスを利用するために松本インターネットが貸与する通信機器

(4) SIM カード

会員識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、本サービスの提供にあたり松本インターネットから 会員へ貸与されるもの

(5) 3G

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモにより提供される W-CDMA 方式によるワイヤレスデータ通信サービス

(6) ホットスポット

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社により提供される無線 LAN によるインターネット接続サービス

(7) キャリア

電気通信事業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の総称

第4条 (通知)

松本インターネットから会員への通知は、書面の郵送、電子メール、松本インターネットサービスウェブサイト上での掲載等、 松本インターネットが適切と判断する方法により行うものとする。

2 前項の通知は松本インターネットが当該通知の内容をウェブサイト上に掲載した時点または電子メール及び書面等が松本インターネットから発信等された時点より効力を生じるものとする。

第5条 (サービスの種類及び内容)

本サービスの詳細および端末機器は別に定めるところによる。

- 2 本サービスでは、音声通話サービスの提供は行わない。
- 3 本サービスの提供エリアは、キャリアの定める通信区域に準じるものとし、松本インターネットサービスウェブサイトに当該通信区域を表示するキャリアのウェブサイトへのリンクを掲示する

第6条 (契約の単位)

本サービスは、端末機器及びSIMカード毎に1つの本サービス利用に関する契約(以下「本契約」という)が成立するものとする。

第7条 (利用申込)

本契約の申し込みに当たっては、本規約に同意の上、松本インターネット所定の手続きに従って行うものとする。

第8条 (利用開始日及び課金開始日)

当サービスは、松本インターネットが会員に端末機器及び SIM カードを発送した日から 3 日後(暦日計算)を利用開始日とする。また、利用開始日の属する月の初日を課金開始日とする。

第9条 (アカウント、パスワード、SIM カード及び端末機器)

本サービス利用にあたり、松本インターネットより本サービスを利用するために必要な認証アカウント及び認証パスワードを発行し、また、本サービスを利用するために必要な端末機器及び SIM カードを貸し出す。

- 2 会員は、本契約解約時に、松本インターネットから貸し出された端末機器及び SIM カードを松本インターネット指定の方法 により返却しなければならない。期日は解約翌月の7日までとし、返却方法は別途松本インターネットが指定するものとする。但 し、松本インターネットは端末機器の所有権を放棄することがあり、その場合、会員は端末機器の返却義務を免れるものとする。
- 3 会員は、端末機器又は SIM カードの故障・破損等により端末機器又は SIM カードを通信に利用することができなくなった時は、松本インターネットに対して、端末機器又は SIM カードの修理を請求することができる。尚、費用については、第16条 (費用の支払義務) に定めるものとする。
 - 4 端末機器及び SIM カードの仕様、性能等は予告なく変更する場合がある。

第10条 (最低利用期間)

本サービスには最低利用期間がある。最低利用期間は本契約ごとに、第8条(利用開始日及び課金開始日)に定める課金開始日から起算して24ヶ月間とする。

2 本サービスの最低利用期間内に解約があった場合、会員は第15条(解約料の支払義務)の規定により、松本インターネットが定める期日までに解約料を支払うものとする。

第11条 (会員による解約)

会員は、本契約を解約しようとする時は、予め松本インターネット所定の方法により通知するものとする。

2 松本インターネットは、前項に於いて解約希望日の前月末日までにその通知を確認できた場合、解約希望日を持って解約を行うものとする。但し、当該日が土日祝日または松本インターネットの休業日に該当する場合、その前営業日に解約を行うものとする。

第12条 (通信の制限)

ワイヤレスデータ通信及び無線 LAN 通信は、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができる。 但し、当該通信区域内であっても屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等、電波の伝わり難い場所では、通信を行うことができない場合がある。

- 2 松本インターネットは、通信が著しく輻輳する時は、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがある。
- 3 松本インターネットは、会員間の利用の公平を確保し、ワイヤレスデータ通信サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限することがある。
 - 4 松本インターネットは、一つの通信について、その通信時間が一定時間を超える時、又はその通信容量が一定容量を超える

時は、その通信を切断することがある。

- 5 松本インターネットは、本条第2項ないし第4項に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び 蓄積を行うことがある。
- 6 松本インターネットは、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、松本インターネット又は第三者のネットワークに過大な負荷を与えている会員の通信を制御又は帯域を制限する場合がある。

7 松本インターネットは、松本インターネット所定の通信手順を用いて行われた通信について、当該通信に割当てる帯域を制御することがある。

第13条 (非常事態が発生した場合等における利用の制限)

松本インターネットは、天災、事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れがある時又は松本インターネットが設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により、本サービスの全部を提供できなくなった時は、災害の予防、救援、交通、通信、電力供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限し、又は停止する措置を取ることがある。その場合、松本インターネットは、一切その責任を負わないものとする。

第14条 (料金等)

本サービスの料金等については、別に定めるところによる。

- 2 会員は、本契約が開始した時から、料金等を支払う義務を負うものとする。
- 3 松本インターネットは、本条第1項の料金等に関し、日割計算を行わない。
- 4 第12条(通信の制限)、約款第27条(松本インターネットサービスの利用制限)又は約款第30条(利用の中断)があった場合においても、会員は前項に係る義務を負うものとする。

第15条 (解約料の支払義務)

会員は、最低利用期間の満了前に第11条(会員による解約)又は約款第25条(松本インターネットが行う利用契約の解約)の規定により本契約の解約があった場合、契約ごとにその残余期間に応じた解約料を松本インターネットに支払わなくてはならない。解約料は別表に定める。

2 会員は SIM カード及び端末機器を第9条第2項の期日通り返却できない場合は、紛失金を支払わなくてはならない。紛失金 は別表に定める。

第16条 (費用の支払義務)

本サービスを利用するに当たり、SIM カード及び端末機器の紛失、故障による交換又は再発行、及び SIM カードの停止、再開 及び故障による交換があった場合、松本インターネットが別に定める手数料を支払わなければならない。

第17条 (料金の計算方法)

毎月初日から末日までを1料金月として、料金を計算する。

第18条 (免責)

松本インターネットは、会員がサービス利用に関して被った損害又は利用者が生じさせた損害等について、一切の賠償責任を負わないものとする。

附則

この利用規約は、2011年7月1日から施行する。

この利用規約は、2011年 11月 1日から改定施行する。

別表

a.基本

区分	金額	備考
初期費用 (モバイルルータタイプ)	3,980 円(税込 4,378 円)	初回契約時のみ
初期費用(USB タイプ)	3,980 円(税込 4,378 円)	初回契約時のみ
初期費用(光ポータブル対応 3G サービ	3,500円(税込 3,850円)	初回契約時のみ
ス)		

区分	金額	備考
月額料金 (モバイルルータタイプ)	3,980 円(税込 4,378 円)	
月額料金(USB タイプ)	3,980 円(税込 4,378 円)	
月額料金(光ポータブル対応 3G サービ	3,500 円(税込 3,850 円)	
ス)		

b.その他一時金

区分	金額	備考
SIM 及び端末再提供手数料	22,000 円(税込 24,200 円)	SIM 及び端末紛失時の再発行手数料
SIM 再発行手数料	6,000円(税込 6,600円)	SIM 紛失時の再発行手数料
SIM 停止/再開手数料	5,000円(税込 5,500円)	3G 回線を停止/再開する際の手数料
解約手数料 (モバイルルータタイプ、USB タイプ)	22,000 円(税込 24,200 円)	12ヶ月以内に解約の場合
	11,000 円(税込 12,100 円)	13~24ヶ月以内に解約の場合
解約手数料(光ポータブル対応 3G サービ	12,000 円(税込 13,200 円)	24ヶ月以内に解約の場合
ス)		